参考１

平成20年９月９日

社 会 保 険 庁

標準報酬・資格喪失日の遡及訂正事案に係る調査結果について（概要）

Ⅰ　総務省年金記録確認第三者委員会あっせん事案について

１．調査の経緯等

○　社会保険庁は、総務省年金記録確認第三者委員会により平成２０年２月末までにあっせんされた事案のうち、遡及した標準報酬月額の引下げ又は資格喪失処理が行われている事案であって、社会保険事務所の処理に合理的な理由が見当たらないとされた１６事案について、当時の事務処理の経緯、理由等について調査を行い、平成２０年４月２８日現在の状況をまとめ、４月３０日に中間報告として公表。

○　さらに､所在不明等により事業主等からの聴き取りができていない事案について、引き続き協力を要請するとともに、必要な調査を進めた。なお、これにより判明した事実関係を踏まえ、関係職員等に必要な調査を行った。

○　当時の適用・徴収担当者に対し、当時の社会保険事務所における事務処理プロセスや関係書類の保存状況の確認を行った。

○　調査に当たっては、本庁職員が自ら聴き取り等を行うとともに、地方社会保険事務局職員及びブロック社会保険事務局所属の地方社会保険監察官を派遣して実施した。

２．調査結果の概要（別表参照）

（１）１６事案における関係者の証言等

○　各事案ごとの、事業主等及び社会保険事務所職員の証言、関係書類の保存状況等については、別表のとおり。

○　１６事案全体を通じての特徴等は、次のとおり。

・　相当の年数を経過している事案が大半であり、関係書類については既に廃棄されている場合が多く（適用関係書類の保存は皆無、何らかの徴収関係書類の保存は４件)、関係者の証言も不鮮明な場合が多かった。

・　事業主等が社会保険事務所から遡及訂正についての説明があった旨申告している事案が２件ある（埼玉事案４、中央事案８６①）が、いずれの事案においても、関係職員はそのような説明をした記憶はないとしている。

・　ほとんどの事案（１５事案）において、申立人と同一の事業所に同一時期に勤務しており、同様の遡及訂正処理が行われている可能性のある被保険者が存在。

・　事務処理プロセスに関する証言では、「実態に合った届出を行うよう指導していた」等との回答が多かったが、添付書類を求めずに届出を受理していた旨の申告もあった。

（２）まとめ

○　１事案（東京事案２０）については、遡及して資格喪失させたことは、事実に即していた可能性が考えられるが、その後の指導に誤りがあったことが確認された。

○　他の１５事案については、事実に反する処理であることを社会保険事務所職員が知っていたかどうかについて明らかにすることはできなかった。

○　当時の事務処理プロセスの状況については、①滞納事業所の事業主から、標準報酬月額について実際の支払額と相違している旨の申し出があった場合、実態に合った届出を行うよう指導していたとする職員の回答が多かったこと、②標準報酬月額や資格喪失に係る届出を受け付ける際に、賃金台帳や法人登記簿などの書類の添付を求め、それを確認することについては十分に徹底されていなかったことが確認された。

Ⅱ　事業主の具体的な証言のある事案について

１．事案の概要

東京都千代田区所在の設計コンサルタント会社の事業主が、平成７年当時、滞納した厚生年金保険料の分割納付の申し出を行ったところ、社会保険事務所職員の指導により、遡及して標準報酬月額を訂正するとともに、当該事業所の被保険者全員の資格喪失手続をとったと証言している事案。

［遡及訂正に係る期間：平成6年7月1日～平成7年11月30日（16月）］

２．調査の経緯等

○　社会保険庁は、この事案について事実関係確認の調査を進め、平成２０年４月２８日時点で把握している事実に基づき、４月３０日に中間報告を行った。

○　さらに、事業主から提供のあった関係資料の検討を行うとともに、事業主に面談し、事実関係の確認を行った。

○　関係職員に対しても、必要な追加調査を行うとともに、当時の社会保険事務所における遡及訂正に係る事務処理プロセス等について確認を行った。

○　調査に当たっては、本庁職員が自ら聴き取り等を行うとともに、地方社会保険事務局職員及びブロック社会保険事務局所属の地方社会保険監察官を派遣して実施した。

３．調査結果の概要

（１）事業主の証言

○　社会保険事務所の徴収第一係長が滞納保険料の分割納付の申し出を拒否し、全喪（社会保険から脱退）するよう指導した。

○　同係長から、滞納保険料については、標準報酬月額を引き下げて減額するとの説明を受けた。

（２）社会保険事務所職員の証言

①　徴収第一係長（当時）の証言

・　当該事業所の名称、事業主の氏名、事業主とのやり取りは記憶していない。

・　事業主が保管していた届書（控え）の筆跡は自分のものである。

・　当時、滞納事業所において今後も保険料を支払える見込みがない場合は、標準報酬の引下げや社会保険からの脱退を促すような指導をしたことがあった。

・　標準報酬の引下げや資格喪失処理については、自分の判断で行っていた。

②　所長、次長及び徴収課長（当時）の証言

・　徴収対策会議（毎月開催）において、遡及訂正処理について話すようなことはなかった。

（３）結論

徴収第一係長の証言及び事業主の証言等を総合的に勘案すると、同係長は、事実に反することを知りながら、実態が伴わない月額変更届に基づき、標準報酬月額の遡及訂正を行うとともに、当該事業所の全喪処理を行ったものと考えられる。

第三者委員会あっせん事案の概要（厚生年金事案）

標準報酬相違

事案例

〇本人の申立

退職まで標準報酬月額は５３万円であるはずだが、平成５年１月１日から資格喪失日（平成６年１月２１日）までの標準報酬月額が５３万円から２０万円に下がっている。

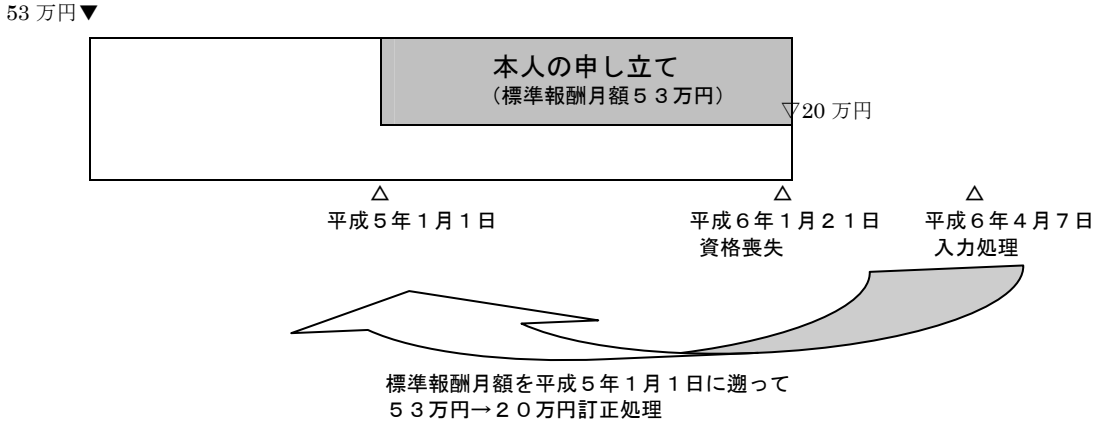

〇あっせん内容

⇒当期間の標準報酬は５３万円とすべきである。

全喪事業所の被保険者記録取消

事案例

〇本人の申立

昭和５１年８月１日に被保険者資格を喪失したことになっているが、その後も同じ工場で仕事をし、昭和５２年１２月まで給料を受けていた。

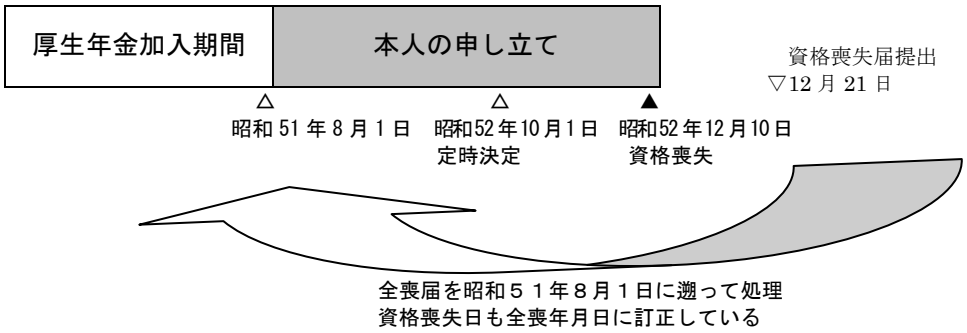

〇あっせん内容

⇒資格喪失日は昭和５２年１２月１０日とすべきである。

（別　表）　　総務省年金記録確認第三者委員会あっせん事案（16事案）の調査結果総括表

	事案番号	事案内容	遡及訂正に係る期間	月数	管轄事務局	事業主等の証言	社会保険事務所職員の証言	適用関係保
1	中央事案３	A	H5.1.1-6.1.21	12月	東京	・事業主は、現在施設に入所し、家族のことも認識できない状態。 ・経理担当者によれば、届出の経緯等は事業主でなければ分からないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	
2	千葉事案１	A	H10.4.1-12.3	23月	東京	保険料の納付は困難であったが、滞納はなく、記録訂正について相談したことはないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	・通書 ・得書
3	兵庫事案１	B	S51.8.1-52.12.10	16月	兵庫	・事業主は死亡。 ・社会保険料の滞納や遡及訂正処理が行われた経緯等は確認できなかった。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	
4	兵庫事案２	B	S51.8.1-52.12.10	16月	兵庫			
5	中央事案２２	B	S54.3.31-55.4.11	13月	大阪	実質的な代表は親会社の事業主であるが、既に死亡しているため、事実確認を行うことはできないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	
6	中央事案２９	A	H7.2.1-12.9.1	67月	東京	・平成11年度までは役員報酬を全額受けていたため、平成7年2月にまで遡った訂正は行っていない。 ・平成12年11月初旬から12月初旬までの間は東京を離れている上、同年11月初旬以降は、社会保険事務所には連絡も訪問もしていない。	・遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。 ・社会保険事務所が保管している資料では、申立人(＝事業主)が平成12年12月7日に社会保険事務所を訪れ、標準報酬月額の見直しを行ったとされている。 ・社会保険事務所に残された徴収関係資料によれば、遡及訂正処理により減額された社会保険料額と滞納保険料額は、ほぼ同額。	・通書 ・得書
7	鹿児島事案１	B	H5.8.31-7.2.1	18月	鹿児島	・事業主の連絡先及び当時の社会保険事務担当者の所在について確認したが不明。 ・申立人及び元従業員によれば、資格喪失日の遡及訂正やその原因等については承知していないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	
8	埼玉事案４	A	H7.11.1-9.8.31	21月	埼玉	・事業主は死亡。 ・元従業員によれば、徴収課担当職員から、保険料を減額するには被保険者の報酬を遡及して引き下げたうえ、社会保険の脱退を行うしかない旨の説明があったとのこと。	・遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。 ・徴収課担当職員によれば、元従業員の証言のような説明をした記憶はないとのこと。	・通書 ・得書
9	東京事案１９	B	S50.6.30-50.11.1	5月	東京	事業主は死亡しており、当時の状況を聴取できる者を確認できなかった。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	

10	東京事案２０	B	H3.2.5-4.11.30	21月	東京	・申立人は子会社の社長であったとのこと。 ・申立人の給与の支払いがどこで行われていたかはわからないとのこと。 （法人登記簿謄本により、申立人は当該子会社の代表取締役であることが判明。）	・遡及訂正処理自体は、本事案に係る事業所の倒産に伴う財産調査において、賃金台帳、源泉所得税計算書により事実確認を行った上での処理であった。 （本来、子会社を適用事業所として遡って厚生年金に加入するよう指導すべきところ、国民年金に加入するよう誤った指導をしていたことが確認された。）	
11	中央事案４７	B	H4.3.31-5.1.31	10月	東京	遡及訂正処理に係る記憶はないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	
		A	H4.1.1-5.1.16	12月				
12	東京事案２６	B	H4.12.31-5.3.21	3月	東京	・事業主によれば、届出については記憶がなく、関係書類についても倒産が決定的になった際に全て焼却処分したとのこと。 ・事務担当者によれば、滞納保険料の納付の件で社会保険事務所に電話した際に、職員から「もういいです」と言われ、不思議に思ったとのこと。	・遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。 ・事務担当者からの問合わせを記憶している職員はいなかった。	
13	広島事案２	B	H5.8.31-6.3.26	７月	広島	・事実上の代表は父親である会長であったとのこと。 ・自分（事業主）と会長の資格喪失日を遡及して訂正することは聞かされていたが、遡及した訂正処理を行うに至った経緯等は、会長が亡くなったためわからないとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	
14	宮城事案８	B	H5.7.31-5.11.1	4月	宮城	・事業主は行方不明。 ・事務の代行を行っていた２名のうち1名によれば、遡及した訂正届出を行ったことはないとのことであり、もう1名によれば、遡及訂正処理に係る届出や滞納の有無はわからないとのこと。 ・役員によれば、事業主が行方不明となったのは、平成６年３月１７日で、事業はその日まで行っていたとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	
15	宮城事案９	B	H5.7.31-5.11.1	4月	宮城			
16	中央事案８６①	A	H3.7.1-5.1.26	18月	東京	・事業主によれば、世間に迷惑をかけるほどの滞納はしておらず、その後支払ったとのこと。 ・経理担当者によれば、事業所には滞納があり、社会保険事務所に相談したところ、標準月額を遡及して引き下げ、滞納保険料を減額するような説明があったとのこと。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	
	中央事案８６②	A	H6.7.1-7.2.21	7月	東京	・事業主宅に複数回臨場するとともに、そのたびに連絡を求める文書を投函したが、応答がなく、面談ができなかった。 ・役員からは、遡及記録訂正処理が行われた経緯等について確認することはできなかった。	遡及訂正処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。	・通 書 ・得 書

（注）「事案内容」欄においては、標準報酬相違をA、喪失年月日相違をBで表示。

平成 20 年 9 月 9 日
社　会　保　険　庁

総務省年金記録確認第三者委員会あっせん事案の調査結果について

１　調査の経緯

（１）中間報告までの経緯

社会保険庁（市町村を含む。）に納付の記録がなく、本人も直接的な納付の証拠を持たないものについて、総務省年金記録確認第三者委員会（以下「委員会」という。）に対し申立てが行われているところである。社会保険庁としては、総務省より厚生年金に関する被保険者記録訂正についてあっせんがあった事案のうち、遡及した標準報酬月額の引下げ又は資格喪失処理（以下「遡及記録訂正処理」という。）が行われている事案であって、社会保険事務所の処理に合理的な理由が見当たらないと判断され、平成 20 年 2 月までに記録訂正のあっせんがあった 16 件について、事務処理に関与した可能性のある当時の社会保険事務所の職員及び事業主、役員その他遡及記録訂正処理の内容を知っている可能性がある者（以下「事業主等」という。）に対し当時の事務処理の経緯、理由等について調査を行い、平成 20 年 4 月 28 日現在の状況をまとめ、4 月 30 日に公表したところである。

（２）中間報告後の調査

イ　確認を要する事項の調査

所在不明等により事業主等の聴き取りができていなかったり、更なる聴き取りを行うこととしていた事案について、引き続き所在確認や協力の要請を行うとともに、必要な調査を進めた。

なお、これにより判明した事実関係を踏まえ、関係職員等に必要な調査を行った。

ロ　事務処理プロセス等を確認するための追加調査

当時の適用及び徴収担当者に対し、書面調査及び面談調査により当時の社会保険事務所の事務処理プロセスや社会保険事務所の適用及び徴収関係書類の保存状況の確認を行い、当該訂正処理が行われた経緯等について調査を行った。

２　調査方法

（１）個別事案に係る職員等からの書面調査及び面談調査

イ　職員に対する調査

中間報告時点では、調査対象者 395 名のうち所在不明者等を除く 340 名について調査を行った。

中間報告後においては、所在が判明した 7 名に対し調査を実施したほか、事業主等に対する調査により判明した事実関係を踏まえ、職員 170 名に対し追加的な調査を行った。

ロ　事業主等に対する調査

中間報告時点では、事業主等に対する電話又は面談による調査を 16 件 15 事業所のうち 10 件 8 事業所について行っていたが、その後の調査において、残りの 6 件 7 事業所のうち 5 件 6 事業所の事業主等の所在等を確認し、聴き取り調

査を行った。

また、中間報告時点で調査を行っていたもののうち、10 件９事業所について、更に聴き取り調査を行った。

結果として、16 件 15 事業所のうち 15 件 14 事業所について事業主等に聴き取りを行った。

（２）事務処理プロセス等に係る追加調査

事案発生当時に当該社会保険事務所で適用・徴収業務を担当していた者 112 名を調査対象者とし、以下の内容について書面調査及び面談調査を実施した。

イ　書面調査

調査対象者から当時の担当課の体制、当時の事務処理マニュアルの有無及び徴収対策会議の内容等について書面により調査を行った。

ロ　面談調査

書面調査により把握した当時の社会保険事務所の状況を基に、事務処理プロセスについて面談調査を行い、聴取した内容を集約した。

・　適用課職員 58 名から、届出書の受付方法、記載内容の確認、入力処理方法、当時の事務処理マニュアルの有無等について調査を行った。

・　徴収課職員 54 名から、督促指定期限前の納付督励、納付指導、差押え予告通知、滞納処分の実施等について調査を行った。

ハ　現地調査

あっせん事案の対象事業所を管轄する社会保険事務所に出向き、当時の適用及び徴収関係書類の保存状況を確認した。

３　調査結果

○　中央事案３

（委員会の判断の概要）

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、平成 5 年１月１日から 6 年１月 21 日までの標準報酬月額が、当初の 53 万円から 20 万円に訂正されているが、厚生年金基金の記録及び給与支払明細書から、当該期間に係る標準報酬月額が 53 万円であることが確認できる。

この処理は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成６年２月１日の後の平成６年４月７日付けで、平成５年１月１日に遡及して行われており、かかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、事実に反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所での標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当初届けられた 53 万円にすることが必要と認められる。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員 35 名のうち、所在不明者１名を除く 34 名を対象に、平成 20 年２月 13 日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事業主等に対する調査については、平成 20 年３月 18 日に事業主あて文書により協力を依頼したが、連絡がないため、平成 20 年４月 17 日に、事業主への

協力要請のため自宅に赴いたが、不在であったため、協力を得ることができなかった。

（中間報告後の調査結果）

・　事業主の家族に対し電話による聴取を行ったところ、事業主は現在施設に入所しており、過去の記憶のみならず、家族のことも認識できない状態であるとのことであった。

・　当時の経理担当者に対し電話による聴取を行ったところ、当時社会保険料の滞納があったことは記憶しているものの、社会保険事務所との接触は主に事業主が行っていたことから、記録訂正に係る届出の経緯等については、事業主でなければ分からないとのことであった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、①年度内完納を意識した納付指導を行っていた、②事業主の報酬について、実態に即して届け出るよう指導していた、③遡及した届出書を受理した場合、遅延理由書、賃金台帳の写し、議事録等を求めていた（担当者により差有り）、といった回答があった。

　なお、社会保険事務所において、本件に係る関係書類の保管は確認できなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が４名いることが判明した。

○　千葉事案１

（委員会の判断の概要）

　社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、平成10年４月から12年３月までの標準報酬月額が、当初の38万円から９万８千円に訂正されているが、給与支払明細書から、当該期間に係る標準報酬が38万円であることが確認できる。

　この処理は当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成12年４月30日より後の同年５月16日付けで、平成10年４月１日に遡及して行われており、かかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、事実に反する処理が行われたことが認められる。

　これらの事情のほか、申立人の当該事業所での地位その他の事情を総合的に判断すると、社会保険事務所での標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当初届けられた38万円にすることが必要と認められる。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員18名のうち、所在不明者等２名を除く16名を対象に、平成20年２月13日から書面及び面談調査を実施したところ、当該事業所の名称を記憶する者が２名存在したが、遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事業主等に対する調査については、事業主及び役員ともに所在が不明であるため、所在確認作業を行っている。

（中間報告後の調査結果）

・　事業主の所在が確認できたことから、事業主に面談し当時の状況を聴取した

ところ、保険料の納付は困難であったが、滞納はなく、記録訂正について相談したことはないとのことであった。

また、事業主が保管していた平成10年分から平成12年分までの賃金台帳の一部について確認を行ったところ、申立人分は見当たらなかったことから、事実関係を確認することはできなかった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、①事業主から保険料負担の軽減について相談があった場合、人員整理等があれば当然に保険料も少なくなる等を説明していた、②遡及した届出書を受理した場合、添付書類として、遅延理由書、賃金台帳の写し、議事録を求めていた（担当者により差有り）、といった回答があった。

なお、社会保険事務所において、本事案に係る徴収関係書類の一部が保存されていたが、当該関係書類からは、遡及訂正処理を行った経緯等を確認することはできなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が3名いることが判明した。

○　兵庫事案１、２

（委員会の判断の概要）

社会保険事務所の事業所番号等整理簿において、申立人が勤務していた事業所の全喪年月日は、当初、昭和52年12月21日と記載されていたところ、後日、遡及して昭和51年8月1日と訂正されており、同様に、被保険者原票において、申立人の資格喪失日も、当初、昭和52年12月21日と記載されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録、当時の同僚の証言及び昭和52年10月の定時決定記録から、申立人は申立期間に当該事業所に継続して勤務したと認められ、かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の全喪年月日及び事業所が届け出た申立人の資格喪失日は当初の記録どおりであることが認められ、社会保険事務所において資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員23名のうち、死亡者1名、所在不明者1名を除く21名を対象に、平成20年2月8日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。また、事業主等に対する調査の結果を受けて、当時の職員に経過等を説明した上で記憶がないかどうかを再度確認したが、記憶している者は存在しなかった。

・　事業主等に対する調査については、事業主は死亡していることから、清算人に面談し事実関係を確認したところ、昭和51年9月頃に工場を閉鎖した以降は、一切事業を行っておらず、また、当該事業所の登記簿謄本によると、昭和51年7月に解散決議が行われており、昭和51年8月に遡及した資格喪失の記録訂正を行っている社会保険事務所の処理との整合性が見られる。

・　一方、申立人が提出した資料によると、当該事業所は昭和52年5月で閉鎖して同月に新会社を設立することとなっており、同月までの間は何らかの事業を行っていた可能性もある。

（中間報告後の調査結果）

・　申立人２名に文書及び電話により確認したところ、昭和51年8月以降も同じ場所で同様の仕事を行っていたとのことであった。社会保険料の滞納や遡及記録訂正処理が行われた経緯等については確認できなかった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、①全喪届の添付書類は求めていなかった（担当者により差有り）、②遡及した届出書を受理した場合、遅延理由書、賃金台帳の写し、議事録等を求めていた（担当者により差有り）、といった回答があった。

　なお、社会保険事務所において、本件に係る関係書類の保管は確認できなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が9名いることが判明した。

○　中央事案22

（委員会の判断の概要）

　社会保険事務所の被保険者名簿において、申立人及び同僚3名の資格喪失日が昭和54年3月31日と記録されているが、雇用保険の記録によれば離職日は昭和55年4月10日となっており、申立人が申立期間において継続して勤務していたことが確認できる。

　また、健康保険被保険者証の返納日が昭和55年5月16日と記録されていること、同僚のうち1名については、昭和54年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があること等から、遡って資格喪失の手続が行われたものと判断される。

　このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、事実に反する処理が行われたことが認められる。これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は、勤務の実態があったと推定される雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和55年4月11日であると認められる。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員26名のうち、死亡者3名、所在不明者等3名を除く20名を対象に、平成20年2月6日から書面及び面談調査を実施したところ、当該事業所を滞納事業所として記憶する者が1名存在したが、遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事業主等に対する調査については、平成20年3月19日に事業主に面談し事実関係を確認したところ、申立てに係る事業所は親会社の一部門を独立させ設立したもので、実質的な代表は親会社の事業主であるが、既に死亡しているため事実確認を行うことはできないとのことであった。また、社会保険関係の事務手続は親会社で一括して行っており、事業主はその担当者等を記憶していないことから、事業主においても事実関係は確認できていない状況であった。

（中間報告後の調査結果）

・　申立人に文書及び電話により、当時の社会保険事務担当者等の氏名や所在について確認したが不明であった。

なお、当該事案の事業所に係る破産事件において、当時、破産管財人を担当した弁護士から関係書類等の有無について確認したが、事件から30年近く経過しており関係書類についてはすべて廃棄処分したとの回答であり、遡及記録訂正処理が行われた経緯等について確認することはできなかった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、①全喪届の添付書類は求めていなかった、②遡及した届出書を受理した場合、遅延理由書、賃金台帳の写し、労働保険関係書類の写し等を求めていた（担当者により差有り）、③年度内完納を意識した納付指導を行っていた、④納付計画が立てられない場合や約束が履行されなかった場合の対処として、滞納処分については消極的であった、といった回答があった。

なお、社会保険事務所において、本件に係る関係書類の保管は確認できなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が3名いることが判明した。

○　中央事案29

（委員会の判断の概要）

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、平成7年2月1日から12年9月1日までの期間の標準報酬月額が、当初の59万円から9万2千円に訂正されているが、この処理は当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成12年11月1日より後の同年12月6日付けで、遡及して行われている。

社会保険事務所が保管している資料では、申立人（＝事業主）が平成12年12月7日に社会保険事務所を訪れるとともに、標準報酬月額の見直しを行った旨の記録が残っているが、申立人は当時社会保険事務所には行っておらず、標準報酬月額変更届も提出していないと申し立てている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由がなく、標準報酬月額にかかる有効な記録訂正があったとは認められないため、申立人の標準報酬月額は当初届けられた59万円にすることが必要と認められる。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員15名を対象に、平成20年2月13日から書面及び面談調査を実施したところ、事業所名を記憶している者が2名存在したが、遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

平成20年3月25日及び4月15日に事業主に面談し事実関係を確認したところ、平成12年度は役員報酬を受けておらず、標準報酬月額を最低額にする手続を算定基礎届の際（平成12年7月）に自ら行っているが、平成11年度までは役員報酬を全額受けていたため、平成7年2月にまで遡った訂正は行っていないとのことであった。

また、事業が継続できなくなった平成12年11月初旬から同年12月初旬までの間は東京を離れている上、事業が継続できなくなった平成12年11月初旬以降は、社会保険事務所には連絡も訪問もしていないとのことであった。

事業主等の調査の結果を受けて、社会保険事務所に残された当時の事業所に対する指導記録を基に、平成20年4月14日に本庁において当時の所長及び徴収担当職員を対象に面談調査を行ったが、全員、報酬訂正に係る届出を受理した記憶はなかった。

なお、社会保険事務所に残された徴収関係資料によれば、遡及記録訂正処理により減額された社会保険料額と滞納保険料額はほぼ同額（約1，000万円）であった。

（中間報告後の調査結果）

・　平成7年2月まで標準報酬月額を遡及して訂正したことについて、社会保険事務所が保管している資料に記載されている内容と事業主の証言が相違することから、再度、当時、事業主と面談したと思われる徴収課担当職員に書面調査を行ったが、遡及処理となる届出書を受理した記憶はなかった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、①事業主から保険料負担の軽減について相談があった場合に、実態に即した内容の届出や添付書類について説明を行った、②事業主から差押えを回避する方法等について相談を受けた場合に、届出報酬と実際報酬の相違がないようにすべきであり、また、事業が継続していなければ全喪もありうるとの話をした、③遡及した届出書を受理した場合、遅延理由書、賃金台帳の写しを求めていた（担当者により差有り）、といった回答があった。

○　鹿児島事案１

（委員会の判断の概要）

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、申立人が勤務していた事業所の全喪年月日は、平成5年8月31日とされ、申立人も同日付けで資格喪失となっているが、平成5年10月及び平成6年10月の標準報酬月額の定時決定の記録があること並びに当該定時決定及び平成7年2月1日の資格喪失の記録が同年9月7日付けで、平成5年8月31日に遡及して訂正処理されている。かかる処理を行う合理的な理由がなく、事実に反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、資格喪失日に係る有効な訂正処理があったとは認められず、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、取り消される前の厚生年金保険被保険者記録とすることが妥当である。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員14名のうち、死亡者1名を除く13名を対象に、平成20年2月7日から書面及び面談調査を実施したところ、当該事業所を滞納事業所として記憶する者が1名存在したが、遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事業主等に対する調査については、住所を調査し平成20年3月17日に現地へ赴いたが、現在は別人が居住しており、事業主の所在は不明であった。また、申立人に事実関係を確認したところ、当初は事業主の妻が社会保険の手続きをしていたが、途中からは誰が担当していたか記憶にないとのことであった。

（中間報告後の調査結果）

・　申立人及び当時の従業員３名に書面及び電話により、事業主の連絡先及び当時の社会保険事務担当者の所在について確認したが不明であった。また、資格喪失日が遡及して訂正されていることやその原因等については承知していないとのことであった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、①遡及した届出書を受理した場合、遅延理由書を求めていた、②全喪届の添付書類は求めていなかった、③事業主から社会保険を脱退したい旨の申出があった場合に、引き留めはしなかった、といった回答があった。

　なお、社会保険事務所において、本件に係る関係書類の保管は確認できなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が７名いることが判明した。

○　埼玉事案４

（委員会の判断の概要）

　社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、平成７年11月１日から９年８月31日までの標準報酬月額が、当初の26万円から９万８千円に訂正されているが、雇用保険受給資格者証及び申立人から提出された家計簿から、当該期間に係る標準報酬月額が26万円であること、申立期間に同額の標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除されていることが認められる。

　この処理は当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成９年８月31日より後の同年９月16日付けで、平成７年11月１日に遡及して行われており、かかる処理を行う合理的な理由が見当たらず、事実に反する処理が行われたことが認められる。

　これらを総合的に判断すると、社会保険事務所での標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、当初届けられた26万円にすることが必要と認められる。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員20名を対象に、平成20年２月４日から書面及び面談調査を実施したが、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

　書面調査において、事業主に滞納保険料の納付勧奨を行う中で納付意思がみられなかったことから、滞納処分を実施する旨通告したところ、事業を継続できるよう懇願されたので、保険料の仕組みを説明し、届出を持参すれば受理する旨伝えたとの申告を行った職員がいたが、平成20年４月15日に、本庁において改めて当該職員に面談調査を行ったところ、当初の申告内容を否定し、記憶違いであったと述べている。

・　事業主等に対する調査については、事業主は既に死亡していることから、平成20年３月18日に当時の役員と思われる者に文書で調査への協力依頼を行ったが、連絡がとれなかった。

（中間報告後の調査結果）

・　当時、経理業務を担当していた元従業員から、当時、社員代表として社会保険事務所に話を聞きに行った際、徴収課担当職員から、保険料を減額するには

被保険者の報酬を遡及して引き下げたうえ、社会保険の脱退を行うしかない旨の説明があったとの申告があった。

・　このことを踏まえ当時の当該職員に書面調査を行ったが、元従業員の証言のような説明をした記憶はないとの申告があった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、①事業主から保険料軽減の相談があった場合の対応として、報酬が支払われていない場合は添付書類とともに月額変更届を提出するよう指導していた、②遡及した届出書を受理した場合、取締役会の議事録の写し、賃金台帳の写し等を求めていた、③徴収課が事実確認を行っている標準報酬月額変更届について、適用課で添付書類の確認を行わずそのまま処理していた、といった回答があった。

　なお、社会保険事務所において、本事案に係る徴収関係書類の一部が保存されていたが、当該関係書類からは、遡及訂正処理を行った経緯等について確認することはできなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が12名いることが判明した。

○　東京事案19

（委員会の判断の概要）

　社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、申立人が勤務していた事業所の全喪年月日は、昭和50年6月30日であるが、事業主は同年12月2日に全喪届の手続を行ったことが確認でき、かつ厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和50年6月30日と記録されているものの、給与明細書により、昭和50年6月から同年10月までの給与において、事業主により厚生年金保険料が控除されていること、昭和50年10月に定時決定が行われていることが確認できることから、資格喪失の手続きが遡及して行われたものと認められる。

　上記のように遡って資格喪失処理を行う合理的理由は見当たらず、社会保険事務所において事実に反する処理が行われたことが認められる。

　これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は昭和50年11月1日であると認められる。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員36名のうち、所在不明者24名を除く12名を対象に、平成20年2月13日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事業主等に対する調査については、事業主は既に死亡しており、当時の役員についても所在不明であった。

（中間報告後の調査結果）

・　事業主は既に死亡しており、申立人については、当時の担当者についての明確な記憶がなく当時の状況を聴取できる者を確認できなかった。

・　所在が判明した職員7人に対し書面により調査を実施したが、当該事業所の

名称や遡及記録訂正処理を記憶する者は存在しなかった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、全喪届の添付書類は求めていなかった、といった回答があった。

　なお、社会保険事務所において、本件に係る関係書類の保管は確認できなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が１名いることが判明した。

○　東京事案 20

（委員会の判断の概要）

　社会保険事務所の厚生年金被保険者記録において、申立人が勤務していた事業所の全喪年月日は、平成４年 11 月 30 日であり、申立人は倒産まで厚生年金保険に加入していたと主張しているが、資格喪失年月日は平成３年２月５日となっている。

　しかし、申立人が保存していた給与明細書からは、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが推認できるうえ、社会保険事務所が保有する当該事業所の全喪年月日と申立人が主張する倒産時期が一致している。

　さらに、申立人の申立期間に係る平成３年度及び４年度の算定基礎届の記録が平成５年２月５日付けで遡及して取り消されたうえ、平成３年２月５日を資格喪失年月日とする処理がされた記録が残されているが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

　これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められず、資格喪失年月日の記録を訂正する必要がある。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員 21 名のうち、所在不明者３名を除く 18 名を対象に、平成 20 年２月 13 日から書面及び面談調査を実施した。

・　その際、当時の徴収職員から、本件事案の事業所の社員のうち、別法人の社長である者がおり、当該別法人は本件事案にかかる事業所の子会社であった、との事実関係が当時確認されたことから、当該別法人（以下「当該子会社」という。）の社長に確認の上、平成５年２月から２年間遡及して資格喪失処理を行ったことを内容とする申告があった。

・　次に本件事案の事業主に対し、事実関係全体を確認したところ、申立人は当該子会社の社長であったこと、申立人の給与の支払いがどこで行われていたかはわからないことを内容とする申告があった。

・　これを踏まえ、再度当時の社会保険事務所長、徴収課長及び徴収担当職員に面談調査を行ったところ、申立人は当該子会社の社長であったと考えられること、申立人のほか数名の社員が当該子会社の社員であったことを内容とする申告を行った職員がいたが、当該子会社の社長が申立人本人だったか否かを断定するまでには至らなかった。

・　さらにこれを受けて申立人に面談し事実関係を確認したところ、本人は本件事案の事業所の部長として勤務しており、当該子会社の社長に就任したとの記憶はないこと、また社会保険事務所から遡及訂正の説明を受けて届書を提出したとの記憶はないことを内容とする申告がなされた。

以上のことから、職員及び本件事案の事業主の申告によれば、申立人は当該子会社の社長であり、本件事案に係る事業所の被保険者ではないことを社会保険事務所の職員が当時確認した上で遡及記録訂正処理を行ったことも考えられるが、一方で申立人の申告によれば、本人は当該子会社の社長でなく、本件事案に係る事業所の部長だったとの記憶があるとのことであった。

（中間報告後の調査結果）

・　当該子会社の法人登記簿謄本を確認したところ、申立人は当該子会社の代表取締役であることが判明した。

このことを踏まえ、再度、申立人に確認したところ、当該子会社の代表取締役に就任した記憶はなく、本件事案の事業所の部長として勤務していたとの申告があった。

・　関係職員は、遡及記録訂正処理自体は本事案に係る事業所の倒産に伴う財産調査において、子会社の賃金台帳、源泉所得税計算書により申立人は同社との使用関係があったという事実確認を行った上での処理であり、正当な処理であったと申告しているものの、本来、当該遡及記録訂正処理に合わせて、当該子会社を適用事業所として遡って厚生年金へ加入させるとともに、申立人が遡って資格取得していた旨の被保険者資格取得届を提出するよう同社を指導すべきところ、国民年金に加入するよう誤った指導をしていたことが確認された。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が８名いることが判明した。

○　中央事案 47

（委員会の判断の概要）

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立人の資格喪失日は平成４年３月 31 日となっているが、雇用保険の記録により申立人は平成５年３月 15 日まで勤務していたことが確認でき、所得税の確定申告書の控えより平成４年３月から同年 12 月まで厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、平成４年３月 31 日に資格喪失した旨の処理が約１年後の平成５年３月１日に行われ、また、申立人が勤務していた事業所が適用事業所に該当しなくなった平成５年１月 31 日の約１年後である平成６年１月 10 日に標準報酬月額が減額された旨の処理が遡及して行われており、このような遡及処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記の資格喪失処理及び標準報酬月額の減額処理は有効とは認められず、申立人の資格喪失日は平成５年１月 31 日であると認められ、申立期間の標準報酬月額は 26 万円とすることが妥当である。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員 54 名のうち、死亡者２名、所在不明者８名を除く 44 名を対象に、平成 20 年２月 13 日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事業主等に対する調査については、事業主に対し電話による聴取を行ったが、社会保険に関する事務手続については事務担当者が行っていたため、遡及記録訂正処理に係る記憶はないとしている。ただし、社員は平成５年まではいたと

思うとのことであった。

・　事業主は、当時の事務担当者は病気療養中のため、名前を教えることは差し控えたいとのことであった。

（中間報告後の調査結果）

・　申立人や当時の役員に文書により確認したところによると、申立人からは、事務担当者は女性だったと思うとのことであった。なお、当時の役員については、脳梗塞により病気療養中で調査ができなかったことから、遡及記録訂正処理が行われた経緯等について確認することはできなかった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、①年度内完納を意識した納付指導を行っていた、②事業主から保険料負担の軽減について相談があった場合、標準報酬が下がれば保険料が下がると話をしたことがある、③遡及した届出書を受理した場合、遅延理由書、賃金台帳の写し等を求めていた（担当者により差有り）、④徴収課において賃金台帳等の関係書類を確認した届出書については、添付書類を省略していた、といった回答があった。

　なお、社会保険事務所において、本件に係る関係書類の保管は確認できなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が17名いることが判明した。

○　東京事案26

（委員会の判断の概要）

　社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立人の資格喪失日は平成4年12月31日となっているが、給与明細書から申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認でき、また、雇用保険受給資格者証及び企業年金連合会（当時は厚生年金基金連合会）の年金支給義務継承通知によれば、申立人が主張する退職日である平成5年3月21日まで事業所に在籍していたことが確認できる。

　さらに、社会保険事務所の記録において、当初、申立人の資格喪失日は平成5年3月21日と記録されていたが、同年7月7日付けでこれを遡って取り消され、平成4年12月31日を資格喪失日とする処理がなされた記録が残されており、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

　これらの事情のほか、申立人の当該事業所での地位その他の事情を総合的に判断すると、申立人の資格喪失日は平成5年3月21日であったものと認められる。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員22名のうち、所在不明者等3名を除く19名を対象に、平成20年2月13日から書面及び面談調査を実施したところ、当該事業所の名称を記憶する者が1名、滞納事業所として記憶する者が1名存在したが、遡及記録訂正処理を記憶している職員はおらず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事業主等に対する調査については、事業主に対し電話による聴き取りを行った。事業主によると、届出については記憶がなく、関係書類についても倒産が決定的になった際に全て焼却処分したとしている。

また、当時の事務担当者の証言によると、遡及した届書の提出については記憶がないが、平成５年夏頃まで事業を行っていたと思うとのことであった。

（中間報告後の調査結果）

・　当該事業所の事務担当者からの聴き取り調査において、当時、滞納保険料の納付の件で社会保険事務所に電話した際に、社会保険事務所の職員から「もういいです。」と言われ、不思議に思ったことがあった旨の証言があった。

このことを踏まえ、再度、当時の徴収課担当職員６名に書面調査を行ったが、当該事業所の事務担当者からの問い合わせを記憶している職員はいなかった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、①年度内完納を意識した納付指導を行っていた、②遡及した届出書を受理した場合、遅延理由書、議事録等を求めていた、といった回答があった。

なお、社会保険事務所において、本件に係る関係書類の保管は確認できなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が27名いることが判明した。

○　広島事案２

（委員会の判断の概要）

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立人の資格喪失日は平成５年８月31日となっているが、申立人の離職日は雇用保険の記録において平成６年３月25日であることが確認でき、給与明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録において、申立人の資格喪失日は、当初、平成６年３月26日と記録されていたが、勤務する事業所が適用事業所に該当しなくなった平成６年６月26日の後の同年９月５日付けで、平成５年８月31日に遡及して訂正されており、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は平成６年３月26日であったものと認められる。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員19名のうち、所在不明者２名を除く17名を対象に、平成20年２月18日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事業主等に対する調査については、事業主の自宅にて面談を行ったが、事業主によると、経営には一切関与しておらず、事実上の代表は父親である会長であり、経理や事務手続（社会保険を含む。）についても全て会長が取り仕切っていた。自分と会長の資格喪失日を遡及して訂正することは聞かされていたが、遡及した訂正処理を行うに至った経緯等については、会長が亡くなった今となっては何もわからないとのことであった。

（中間報告後の調査結果）

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、①賃金台帳等で事業実態の確認を行い、標準報酬月額について、実態に即した届出を行うよう指導してい

た、②遡及した届出書を受理した場合、遅延理由書、出勤簿、賃金台帳の写しを求めていた、③適用課以外の課の職員が届出書を受理した場合に、当該職員から口頭で説明を受けることにより、添付書類を省略する取扱いがあった、といった回答があった。

なお、社会保険事務所において、本件に係る関係書類の保管は確認できなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が17名いることが判明した。

○　宮城事案８、９

（委員会の判断の概要）

社会保険庁の厚生年金被保険者記録において、申立人の資格喪失日は当該事業所の全喪年月日である平成５年７月31日とされているが、雇用保険の記録からは申立人が当該事業所に申立期間である平成５年７月31日から同年11月１日において継続して勤務していたことが確認でき、20人全員の標準報酬月額について同年８月の随時改定若しくは同年10月の定時決定の記録が同年11月12日に取消処理がされていること等から、同年11月頃に全喪及び資格喪失処理が遡って行われたものと判断され、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は保険料控除の事実から推定される平成５年11月１日であると認められる。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員21名のうち、所在不明者１名を除く20名を対象に、平成20年２月15日から書面及び面談調査を実施したが、当該事業所の名称や遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事業主等に対する調査については、事業主が行方不明であることから、当時当該事業所に係る事務の代行を行っていた者２名にそれぞれ面談を行った。当時事務代行を行っていた者のうちの１名によると、事業主が行方不明となった後の事務手続は行ったものの、遡及した訂正に係る届出を行ったことはないとのことであった。また、もう１名は、遡及記録訂正処理に係る届出や滞納の有無についてはわからないとのことであった。

なお、事務の代行を行っていた者からの聴取により判明した、当該事業所の役員に確認したところ、事業主が行方不明となったのは、平成６年３月17日で、事業はその日まで行っていたとのことである。

・　これらのことから、当初届出された資格喪失年月日（平成５年11月１日）と実際に事業を閉鎖したとの証言がある日についても相違していることが判明した。

（中間報告後の調査結果）

・　資格喪失年月日（平成５年11月１日）と実際に事業を閉鎖したと証言がある日（平成６年３月17日）の相違について、再度、当該事業所の役員及び当時事務代行を行っていた者に確認したが、更なる事実の特定に資する新たな証言は

得られなかった。

・　当時の職員の事務処理プロセスに関する申告によると、①年度内完納を意識した納付指導を行っていた、②全喪届に添付書類を求めていなかった、③他課から回付された適用関係届出書の添付書類が省略されていた場合でも、賃金台帳、出勤簿等の確認印のあるものについては、適用担当課では再度調査をせずそのまま処理していた、といった回答があった。

　なお、社会保険事務所において、本件に係る関係書類の保管は確認できなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が19名いることが判明した。

○　中央事案86

（委員会の判断の概要）

　社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録において、申立人がＡ社に勤務していた平成3年7月1日から5年1月26日までの期間については、当初、平成3年7月から同年9月までは44万円、同年10月から4年12月までは47万円と申立人の主張する額が標準報酬月額として記録されており、また、給与支払明細書からも、これらの標準報酬月額に相当する保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、当該事業所の全喪後である平成5年3月8日付けで、平成3年7月1日に遡及して標準報酬月額が8万円に引き下げられている。

　また、申立人がＢ社に勤務していた平成6年7月1日から7年2月21日までの期間については、当初の社会保険事務所の記録において、申立人が主張する32万円と記録していたところ、当該事業所の全喪後の平成7年7月26日付けで、平成6年7月1日から同年10月31日までを8万円、同年11月1日から7年2月21日までを9万2千円に遡及して引き下げられている。

　これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、いずれの期間ともに当初の標準報酬月額に訂正することが必要と認められる。

（中間報告までの調査状況）

・　職員に対する調査については、当時、適用業務及び徴収業務に携わったことが考えられる職員71名のうち、所在不明者5名を除く66名を対象に、平成20年3月11日から書面及び面談調査を実施したが、当該名称や遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事業主等に対する調査については、平成20年3月28日に事業主あて文書により協力を依頼したが、連絡はなかった。

　また、申立人に電話により当時の社会保険担当者の所在について確認したが、当時の担当者が誰であるかはわからないとのことであった。

（中間報告後の調査結果）

○　中央事案86①

・　事業主は、世間に迷惑をかけるほどの滞納はしておらず、その後支払ったとしている。なお、当時の社会保険担当者は、数年前に病気で死亡しているとの

ことであった。

当時の経理担当者によると、事業所には滞納があり、社会保険事務所に相談したところ、標準報酬月額を遡及して引き下げ、滞納保険料を減額するような説明があったとのことであった。

・　これらのことを踏まえ、当時の徴収課職員５名に書面による調査を実施したが、遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、①年度内完納を意識した納付指導を行っていた、②事業主から保険料の軽減や報酬を受けていない旨の相談があった場合には、標準報酬月額変更の届出を行わなければ保険料額は変更されないので届出を行うよう説明を行っていた、③他課で適用関係届出書を受理した場合に、適用課においても添付書類の確認を行っていた、といった回答があった。

なお、社会保険事務所において、本件に係る関係書類の保管は確認できなかった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が35名いることが判明した。

○　中央事案86②

・　事業主宅に複数回臨場するとともに、そのたびに連絡を求める文書を投函したが、応答がなく、面談できなかった。当時の役員に電話により確認したところ、「滞納があったらしい」との話はあったが、遡及記録訂正処理が行われた経緯等について確認することはできなかった。

・　適用及び徴収関係書類の保存状況を確認したところ、当時の徴収関係書類が発見されたことから、当時の適用課職員３名及び徴収課職員３名に対し面談調査を行ったが、遡及記録訂正処理を記憶する者は存在せず、当該処理に関与したとの申告を行った職員はいなかった。

・　事務処理プロセス等に係る追加調査においては、当時の事務処理について、①年度内完納を意識した納付指導を行っていた、②事業主から保険料の軽減や報酬を受けていない旨の相談があった場合には、実際の報酬に即した届出を行うよう説明していた、③他課で適用関係届出書を受理した場合に、適用担当課においても添付書類の確認を行っていた、といった回答があった。

・　本件事案の事業所において申立人と同一時期に勤務しており、同様の遡及記録訂正処理が行われている可能性のある被保険者が８名いることが判明した。

４　調査結果に基づくまとめ

今回調査を実施した16事案のうち、１事案（東京事案20）については、本件事案に係る事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格を遡及して喪失させたことは、事実に即していた可能性が考えられるものの、本来、当該処理に合わせて、子会社を適用事業所として遡って厚生年金保険へ加入させるとともに、申立人が遡って資格取得していた旨の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出するよう同社を指導すべきところ、国民年金に加入するよう誤った指導をしていたことが確認できた。

他の15事案については、遡及記録訂正処理の経緯等や、事実に反する処理であることを社会保険事務所職員が知っていたかどうかについて確認することはできなかった。

当時の事務処理プロセスの状況については、①滞納事業所の事業主から、標準報酬月額について実際の支払額と相違している旨の申し出があった場合、実態に合った届出を行うよう指導していたとする職員の回答が多かったこと、②標準報酬月額や資格喪失に係る届出を受け付ける際に、賃金台帳や法人登記簿などの書類の添付を求め、それを確認することについては十分に徹底されていなかったことが確認された。

- 遡及した資格喪失や標準報酬訂正のために必要とされた添付書類は、賃金台帳、出勤簿、取締役会議事録、遅延理由書といったものがあったが、これらは事業主が自ら作成できる社内資料であり、第三者の確認を要しないものであった。

  平成15年に全喪事業所に対し、第三者の確認のある資料を求めるようになっているが、今回の事案発生時にはそのような厳格な取扱いはなかった。
- 保険料徴収について、「年度内完納」、つまり、年度が終わる時点までに当該年度に納付すべき保険料をすべて収納することを意識して納付指導を行っていたとの回答が多かった。結果として、保険料の減額に繋がる届出書について事実関係を十分確認しないまま提出を促した可能性がある。

平成 20 年 9 月 9 日
社　会　保　険　庁

事業主の具体的な証言のある事案に係る調査結果について

１．事案の概要

東京都千代田区所在の設計コンサルタント会社の事業主が、平成 7 年当時、滞納した厚生年金保険料の分割納付の申し出を行ったところ、社会保険事務所職員の指導により、遡及して標準報酬月額を訂正するとともに、当該事業所の被保険者全員の資格喪失手続をとったと証言している事案である。

２．調査の概要

（１）職員に対する調査

平成 20 年 3 月 17 日から、当該処理がなされた平成 7 年 11 月当時の麹町社会保険事務所の所長、次長、適用業務担当課及び徴収業務担当課の職員計 19 名に対し事実関係について面談調査を行った。

平成 20 年 4 月 16 日に事業主から提供を受けた関係書類等の内容を踏まえ、所長、次長、徴収課長及び徴収業務担当課の職員計 6 名に対し再度の面談調査を行った。

その後、当時の適用業務担当課及び徴収業務担当課の職員計 9 名に対し面談調査を行い、当時の麹町社会保険事務所における遡及訂正に係る事務処理プロセスについて確認を行うとともに、事業主との面談により確認した事実関係を踏まえ、関係職員に対し追加的な調査を実施した。

（２）事業主等に対する調査

平成 20 年 3 月 17 日以降、事業主に対し電話により標準報酬月額の引下げ等が行われた経緯等について事実関係の確認を行った。

また、当該事業主が平成 20 年 4 月 1 日の民主党厚生労働・総務部門合同会議に出席し説明を行った内容及び同年 4 月 16 日に当該事業主より提供された標準報酬月額改定通知書等の関係書類により、事実関係の確認を行った。

平成 20 年 6 月 25 日に当該事業主と面談を行い、確定申告書等の関係書類により事実関係の確認を行った。

３．関係者の証言

（１）事業主の証言

本事案に係る事業所は、資金難から、平成 7 年 4 月分及び同年 5 月分の社会

保険料を滞納したこと。
当該社会保険料については、麹町社会保険事務所徴収第一係長に相談のうえ、平成7年8月から平成8年1月の6回の分納により支払いを行うこととしていたが、再び平成7年8月分及び同年9月分の社会保険料を滞納したこと。
このことから、平成7年11月中頃に徴収第一係長から呼出を受け、同係長と面談した。この際に、社会保険料の分割納付は2度目となるため無理であり、財産の差押えを行うことになるので社会保険から脱退するよう促されたこと。
それまで、社会保険は強制加入と理解していたが、社会保険は任意脱退が可能であるものと思ったこと。
当時、資金難で苦しんでいたことから、倒産を回避することも考え、面談の当日か翌日に社員と相談のうえ社会保険を脱退することを決め、電話により徴収第一係長にその旨を伝えたこと。
その後、徴収第一係長から平成7年11月29日に書類を用意するので、ゴム印と印鑑を持参するよう電話連絡があったこと。
平成7年11月30日に社会保険事務所に出向き、徴収第一係長と徴収第二係長の2人と所長室と思われる部屋（2階の応接セットがある部屋）で面談したこと（両者の名刺を所持）。この際、社会保険事務所において必要事項が書き込まれた資格喪失届が用意されており、事業主名等のゴム印及び代表者印を押印したこと。
また、徴収第一係長から、滞納保険料については、標準報酬月額を引き下げて減額すると説明を受け、必要事項が書き込まれ用意されていた標準報酬月額変更届等に、事業主名等のゴム印及び代表者印を押印したこと。
なお、資格喪失年月日が平成7年11月30日となっていたので、その場で全員分について同年12月1日に自ら訂正したが、平成20年3月19日に千代田社会保険事務所において、当時から勤務する従業員分も含め厚生年金の被保険者期間を確認したところ、オンライン記録では、資格喪失年月日が平成7年11月30日となっていたこと。
健康保険継続療養受給届の手続を担当の窓口で行ったが、手続を行った日は記憶していないこと。
社会保険料の残額と延滞金は、平成8年4月に払ったこと。
平成7年12月1日以降、従業員すべてが、国民健康保険・国民年金に加入したこと。
標準報酬月額の遡及訂正及び資格喪失日並びに社会保険料の残額等の支払いについては、平成20年4月16日に提供した被保険者資格喪失確認通知書（資格喪失届の控え）及び標準報酬月額改定通知書（標準報酬月額変更届の控え）等の関係書類により事実関係が確認できること。
※　届書の控えには、平成7年11月30日付麹町社会保険事務所長の確認印の押印あり。

（２）徴収第一係長の証言

本事案に係る事業主から提供された資料について、筆跡は自分のものであるが、事業所名、事業主名及び事業主とのやり取りについては記憶していないこと。

なお、当時、事業主との滞納保険料の納付協議の中で、保険料の負担により事業所が倒産するような訴えがあり、今後も保険料の納付が困難と判断した場合は、最終的な対応として、事業主に対し標準報酬の引下げや社会保険からの脱退を促すような話をしたことがあったこと。

その際、事業実態は、事業主からの聴き取りにより確認していたが、一般的に実地調査は行っていなかったこと。

当時、分任官会議（以下「徴収対策会議」という。）の中においては、長期滞納事業所（3 か月以上滞納）への対応について話し合っていたが、標準報酬の引下げや資格喪失処理については、自分の判断で行っていたこと。

また、当時、事業主との納付相談は、自身の机で行っており、麹町社会保険事務所在任期間中に所長室で対応したことや徴収第二係長と事業主に対応したことはないこと。

※当時、徴収第一係長は、政府管掌健康保険に加入している事業所を担当し、徴収第二係長は組合管掌健康保険に加入している事業所を担当していた。

事業主から提供された被保険者資格喪失確認通知書では、事業主により資格喪失年月日が平成 7 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日に訂正されているが、被保険者資格喪失確認通知書に喪失年月日前の日付（11 月 30 日）の社会保険事務所長の確認印は押印しないこと。

※社会保険事務所長の確認印は適用担当課で押印することとなっている。この訂正を行うとすれば、平成 7 年 11 月分の社会保険料が発生するため、その請求を行うことになること。

（３）Ａ徴収第二係長の証言

当該事業所名称に記憶はなく、平成 7 年 10 月に麹町社会保険事務所の保険給付課医療係長に異動となっているため、同年 11 月に滞納事業所の事業主と面談していないこと。

事業主が所持する名刺は、徴収第二係長であったときに、当該事業所の担当者が不在等により、代わりに対応した際に渡した可能性があること。

なお、徴収第二係長としても医療係長としても徴収第一係長と対応したことはないこと。また、担当者だけで所長室を使用した面談は考えられないこと。

資格喪失年月日を平成 7 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日に変更することは考えられないこと。

通常、既に届け出られている標準報酬月額を訂正して、保険料を発生させないようにするような処理は行わないこと。ただし、滞納事業所の事業主の報酬が長く支払われていない場合、実態に合わせて修正することを説明することはある。その場合は取締役会議事録等の添付が必要であること。

（４）Ｂ徴収第二係長の証言

当該事業所名称は記憶していないこと。

納付相談において徴収第一係長と一緒に対応することは通常はないこと。

納付相談には自席で対応しており、通常は応接室（会議室）で対応することはなく、相当なトラブルになった場合以外は、所長室での対応はないこと。

資格喪失日の平成 7 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日への訂正は、通常では考えにくいこと。

（５）麹町社会保険事務所長

徴収対策会議においては、滞納期間、滞納金額、事業主の対応等、個々の事業所の状況を踏まえ、滞納処分の実施時期等を判断しており、遡及訂正処理について話すようなことはなかったこと。

収納目標については、事業運営上当然のことであるが、職員個人や社会保険事務所間の競争があったとは思わないこと。

（６）麹町社会保険事務所次長

本事案のようなケースは全く記憶になく、部下からの相談もなかったこと。

徴収対策会議においては、長期滞納事業所への取組状況について徴収課長から説明を受けていたが、遡及訂正処理について話すようなことはなかったこと。

（７）徴収課長

徴収対策会議においては、長期滞納事業所等について資料を作成し説明していたが、遡及訂正処理について話すようなことはなかったこと。

納付協議においては、事業主の報酬を確認することはあり、標準報酬月額の遡及訂正等については、事実関係に基づき担当者の判断で説明を行っていたと考えること。

事業所への対応としては、約束手形などを預かり計画的な納付を指導し、事業実態がなければ、資格喪失届及び全喪届の提出を行うよう説明していたと思うこと。

４．事業主との面談による事実確認の結果

平成 20 年 6 月 25 日に、本庁及び東京社会保険事務局の職員 2 名が、本事案の事業所に出向き、事業主と面談し次のことを確認した。

○　当時の被保険者の雇用状況について、平成 7 年 8 月 25 日から平成 8 年 7 月 25 日の間の源泉所得税領収証書により確認したところ、平成 7 年 12 月 1 日以降も引き続き従業員が雇用されていたこと、また、現在も事業が継続されていること。

○　役員報酬の未払い状況について、確定申告書により確認したところ、平成 6 年 8 月 1 日から平成 7 年 7 月 31 日の間に役員報酬の未払いはなく、平成 7 年

8 月 1 日から平成 8 年 7 月 31 日の間については、事業主の役員報酬の一部に未払いがあったこと。

○　徴収第一係長とＡ徴収第二係長の名刺について、平成 7 年 11 月 30 日に受け取ったと記憶していること。

○　事業主は、資格喪失届を提出する際に、資格喪失年月日を平成 7 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日に自ら全員分訂正し提出したとしているが、事業主から提供された被保険者資格喪失確認通知書を確認すると、一部の従業員の資格喪失年月日は訂正が行われておらず、その理由は不明であること。

○　平成 7 年 11 月分の社会保険料の支払いについては、社会保険事務所から説明も請求もなかったこと。

５．事業主と当時の職員の証言の相違点

○　事業主は、徴収第一係長が滞納保険料の分割納付の申出を拒否し、全喪するよう指導したと証言しているが、徴収第一係長は、事業主とのやり取りを記憶していない。

　なお、徴収第一係長は、当時、滞納事業所において、今後も保険料を支払える見込みがない場合は、標準報酬の引下げや社会保険からの脱退を促すような指導をしたことがあったと証言をしている。

○　徴収第一係長は、届書の筆跡が自分のものであることは認めているが、作成に至った経緯等は記憶していない。

○　事業主は、平成 7 年 11 月 30 日に徴収第一係長とＡ徴収第二係長が対応したと名刺を示し証言しているが、Ａ徴収第二係長は、平成 7 年 10 月 1 日で麹町社会保険事務所の保険給付課医療係に配置換えとなっており、同年 11 月に滞納事業所の事業主と面談していないと証言している。

　ただし、名刺については、徴収第二係長であったときに、当該事業所の担当者が不在等により、代わりに対応した際に渡した可能性があると証言している。

　また、後任のＢ徴収第二係長も同席したことはない旨証言している。

○　事業主は、徴収第一係長との面談を所長室と思われる部屋（2 階の応接セットがある部屋）で行ったと証言しているが、徴収第一係長は麹町社会保険事務所においては事業主と面談する際には自身の机で行い、所長室を使用したことはないと証言している。

○　事業主は、平成 7 年 11 月 30 日の面談の際に資格喪失届の資格喪失年月日を平成 7 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日に自ら訂正したと証言しており、事業主から提供された被保険者資格喪失通知書で確認できるとしている。

　この被保険者資格喪失確認通知書には、平成 7 年 11 月 30 日の麹町社会保険事務所長の確認印が押印されているが、徴収第一係長は、被保険者資格喪失確認通知書に喪失年月日前の日付（11 月 30 日）の社会保険事務所長の確認印は押印しないと証言している。

　なお、Ａ徴収第二係長とＢ徴収第二係長も同趣旨の証言をしている。

　また、徴収第一係長は、資格喪失年月日が平成 7 年 12 月 1 日に訂正された資

格喪失届を受け付けた場合は、平成7年11月分の社会保険料が発生するため、その請求を行うことになると証言しているが、事業主は、そのようなやり取りはなく、その後の請求もなかったと証言している。

６．調査結果に基づく結論

○　事業主が保管している当時の確定申告書等を本庁において調査したところ、標準報酬の引下げを行った時期に事業主の役員報酬の未払金はなく、資格喪失年月日以降も事業は継続している事実を確認した。

一方、徴収第一係長は、当該事業所名、事業主名及び事業主とのやり取りは記憶していないが、事業主から提供された届書の控えの筆跡が自分のものであることを認めている。また、当時、事業主との滞納保険料の納付協議の中で、保険料の負担により事業所が倒産するような訴えがあり、今後も保険料の納付が困難と判断した場合は、最終的な対応として、事業主に対し標準報酬の引下げや社会保険からの脱退を促すような話をしたことがあったとしており、本事案の事業所についても同様の対応を行った可能性については否定していない。

○　当時の社会保険事務所においては、毎月、徴収対策会議を行っており、長期滞納事業所等についての対応についての話し合いを行っていたが、当時の所長、次長及び徴収課長は、標準報酬月額の遡及訂正処理について話したことはないとしている。

○　資格喪失年月日について、事業主が平成7年11月30日から同年12月1日に訂正していることについては、①当時の麹町社会保険事務所の適用担当課の事務処理において、資格喪失年月日前の日付で受付し確認印を押印することは通常ないこと、②従業員の一部について訂正が行われていないこと、③この訂正により発生する平成7年11月分の社会保険料の納付について、事業主は社会保険事務所からの説明を受けた記憶がないとしており、事業主の証言と当時の事務処理プロセスから判断される取扱いとの間に齟齬がある。この点については、事業主の証言を裏付ける直接的な証拠もなく、また、社会保険事務所においても関係書類が保存されていないことから、現時点で事実関係の確認は困難である。

○　事業主は、平成7年11月30日に徴収第一係長及びＡ徴収第二係長と面談し名刺を受け取ったとしているが、Ａは、平成7年10月1日付けで麹町社会保険事務所の保険給付課医療係長に配置換えとなっており、同年11月に滞納事業所の事業主と面談していないとしており、Ａが徴収第二係長であったときに、当該事業所の担当者が不在等により、代わりに対応した際に渡した可能性があると証言している。

また、平成7年11月30日の面談場所について、事業主は所長室と思われる部屋で行われたと証言しているが、徴収第一係長は所長室での対応を否定して

おり、面談者及び面談場所について事業主と職員の証言に齟齬があるが、これについても事実関係の確認は困難である。

○　以上のように、事業主の証言と当時の麹町社会保険事務所の事務処理実態や関係職員の証言との間に齟齬が認められる点はあるが、徴収第一係長の証言及び事業主の証言等を総合的に勘案すると、本事案については、徴収第一係長は、当該事業主から申出のあった分割納付により対処せず、事実に反することを知りながら、実態が伴わない標準報酬月額変更届に基づき、標準報酬月額の遡及訂正を行うとともに、当該事業所の全喪処理を行うことにより対処したものと考えられる。